

# 高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金 【申請ガイド】

## 1 趣旨

原油価格・物価高騰等の影響により、売上げ等が減少している市内中小企業者等の負担軽減を図り、今後の事業継続を支援することを目的に、高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金（以下「給付金」という。）を給付するものです。

## 2 給付対象・給付要件

### 【給付対象】

給付金の給付対象は、高松市内に本社又は主たる事業所（個人事業主は、事業所又は住所）を有する中小企業者（※1）、中堅企業等（※2）に該当する事業者とします。

（※1） 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（※2） 中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の（1）又は（2）のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の（1）若しくは（2）のうちいずれかを満たす法人であること。

（1） 資本金の額又は出資の総額<sup>1</sup>が10億円未満であること

（2） 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員<sup>2</sup>の数が2,000人以下であること

### 【給付要件】

給付要件は、（1）～（3）のいずれにも該当する事業者とします。

（1） 令和4年1月1日以前から市内で継続して事業を営んでおり、今後も市内で事業を継続する意思を有しているもの

（2） 次のア又はイのいずれかの要件を満たしているもの

ア 令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の、県内の全ての事業所及び店舗における売上高の合計の額が、平成30年又は令和元年のいずれかの年の同じ3か月の売上高の合計の額と比較して**20%以上**減少していること（※1）

イ 令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の、県内の全ての事業所及び店舗を対象として算出した売上総利益率が、平成30年又は令和元年のいずれかの年の同じ3か月の売上総利益率と比較して**10%以上**減少していること（※2）

<sup>1</sup> 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

<sup>2</sup> 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(※1) 売上高減少率の計算方法

事業者が営む県内の全ての事業所及び店舗における

A：平成30年又は令和元年のいずれかの年のBと同じ3か月の売上高の合計額

B：令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額

$$\text{売上高減少率(\%)} = (A - B) \div A \times 100$$

(※2) 売上総利益率の減少率の計算方法

事業者が営む県内の全ての事業所及び店舗を対象として算出した

A：平成30年又は令和元年のいずれかの年のBと同じ3か月の売上総利益率

**\*売上総利益=売上金額-仕入金額 (P6, 7の添付書類参照)**

B：令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率

**\*売上総利益=売上金額-仕入金額 (提出書類にて審査)**

**\*売上総利益率=売上総利益÷売上高×100**

$$\text{売上総利益率*の減少率(\%)} = (A - B) \div A \times 100$$

(3) 高松市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の申請を申請日において行っておらず、かつ、申請日後も行わないもの

★令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に高松市内で事業を開始した場合の取扱い（創業等特例）はP11をご覧ください。

**【給付対象外となる場合】**

以下の(ア)～(オ)のいずれかに該当する事業者は、給付金の給付対象となりません。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(イ) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人

(ウ) 宗教法人

(エ) 法人格のない任意団体

(オ) 過去にこの給付金の支払いを受けたことのある事業者

(カ) (ア)～(オ)に掲げる者のほか、給付することが適当でないと市長が認める者

### 3 給付額

給付金の額は、次の金額とします。

- (1) 法人 50,000円
- (2) 個人事業主 25,000円

### 4 申請に必要な書類

- ・申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。
- ・添付する書類の写しについても、可能な限りA4サイズでお願いします。
- ・香川県が発行する「香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金の支給決定及び振込みのお知らせ」の写しを提出することで、(2)～(4)及び(7)、(8)の書類の提出を省略することができます。

#### (1) 高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金給付申請書（様式第1号） 【記載例P13】

- ・「記載例」をご覧の上、必要事項をご記入ください。
- ・入力の場合は、高松市ホームページに入力用フォーマットを掲載しておりますので、必ずそちらをご使用ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください（消せるボールペンは不可）。

#### (2) 売上高減少申告書（様式第2号（その1））又は売上総利益率減少申告書（様式第2号（その2）） 【記載例P14～15】

- ・事務局の申請サポートセンターにおいて、申請書の作成支援や事前確認等、対面で本事業の相談ができます。また、申告書下部の確認書の発行も行っております。**申請サポートセンターは事前予約制ですので、次の方法で予約の上、お越しく下さい。**

##### 【予約方法】

- ①コールセンターに電話：087-826-0449
- ②予約サイトからWeb予約：<https://soudan-yoyaku.revn.jp/>



サポートセンター予約サイト

- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにて確認を受ける際には、売上高減少申告書又は売上総利益率減少申告書に必要事項を記載の上、比較対象月の県内の全ての事業所及び店舗における売上高の額又は売上総利益率が確認することのできる書類を準備してください。

- ・令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に高松市内で事業を開始した場合は、「売上高減少申告書（創業等特例分）第2号様式（その3）」又は「売上総利益率減少申告書（創業等特例分）第2号様式（その4）」に記載してください。

##### 【記載例P16～17】

#### (3) 比較対象月の申請者に係る県内の全ての事業所及び店舗における売上高の額又は県内の全ての事業所及び店舗を対象として算定した売上総利益率を確認することのできる書類

(確認書類の事例)

○減少前の資料

【法人の場合】

比較対象の月を含む確定申告書類の「法人事業概況説明書（P 1～2）」の写し

【P 6 参照】

【個人事業主の場合】

比較対象の月を含む確定申告書類の「所得税青色申告決算書（P 1～2）」の写し

【P 7 参照】

※税務署受付印のある確定申告書がない場合は、受付印のない確定申告書〔写し〕に加えて、次の書類を提出してください。

- ・電子申告の場合→e-Tax から「メール詳細（受信通知）」を印刷したもの
- ・書面提出の場合→国の税務署が発行する「納税証明書（その2 所得金額の証明）」  
又は税務署受付印のある該当年度の確定申告書

○減少後の資料

【法人の場合】

売上月次推移表、試算表など

【個人事業主の場合】

- ・売上台帳票の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など

※送付いただく資料は、月々の売上・原価などを表にして一覧できるものとし、日々や個々の会計伝票やレシート、日計表などをそのまま送付することは不可といたしますので、ご注意ください。

いずれの場合も、申請をする月とその対象となる売上・仕入れなどの項目にマーカーを引いて明示してください。

なお、(2)で提出する「売上高減少申告書又は売上総利益率減少申告書(様式第2号)」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、提出を省略できます。

ただし、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロである場合は、理由書(任意様式)に、その理由を記載してください。任意様式ではありませんが、様式をHPに掲載しておりますので、ご活用ください。

(4) 税務署受付印のある直近の確定申告書類の写し

税務署に提出した以下の書類の写しが必要です。

【法人の場合】

- ・直近の「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」【P 8～9 参照】

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分全てを黒塗りしてください。

- ・令和3年分の「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

【P 10 参照】

※税務署受付印のある確定申告書がない場合は、受付印のない確定申告書〔写し〕に加えて、次の書類を提出してください。

- ・電子申告の場合→e-Tax から「メール詳細（受信通知）」を印刷したもの
- ・書面提出の場合→国の税務署が発行する「納税証明書（その2 所得金額の証明）」

※確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、直近（令和4年度分）の住民税の申告書類〔写し〕

※創業後最初の決算期を迎えていない場合は、税務署受付印のある開業届の写し

(5) 誓約書（様式第3号）【記載例P18】
・申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名をしてください。
(6) 振込先口座を確認することのできる通帳等の写し
・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。 ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。
(7) （個人事業主の場合のみ）本人を確認することのできる書類の写し
・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。 ・マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみ</u> を提出してください。 ※マイナンバーが記載された <u>ウラ面の写しは送付しないでください。</u>
(8) （創業等特例事業者の場合のみ）事業を開始した日を確認することのできる公的な書類の写し
例：法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写し など <u>(2)で提出する「売上高減少申告書又は売上総利益率減少申告(様式第2号)」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、提出を省略できます。</u>

## 5 申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・必要な書類が全て揃っていない場合、事務局から不足している書類の提出を依頼します。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、給付金を給付できませんのでご注意ください。
- ・申請書の審査の結果、給付金の給付の可否を決定したときは、給付決定通知書（様式第4号）又は不給付決定通知書（様式第5号）を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。

## 6 給付金の給付

- ・できる限り早期の給付に努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・給付金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。  
振込名義は「タカマツシブッカコウトウキュウフキン」とする予定です。

## 7 関係書類の保管等

---

・ 給付金の給付後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高・売上総利益率を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保存し、市から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。

# 添付書類の見本

●「4 申請に必要な書類」のうち、「(3) 比較対象月の申請者に係る県内の全ての事業所及び店舗における売上高の額又は県内の全ての事業所及び店舗を対象として算定した売上総利益率を確認することのできる書類」における確定申告書類の写しの見本は、以下のとおりです。

## 【法人の場合】

### 「法人事業概況説明書 (P 1~2)」

税務署  
受付印

F B 1 0 0 6

法人事業概況説明書

CCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

1 事業内容 2 期末従業員等の状況 3 主要科目 4 11代表者に対する報酬等の金額	(1) 常勤従業員 (2) 期末従業員 (3) 主要科目 (4) 11代表者に対する報酬等の金額	(1) 取引種類 (2) P C の利用形態 (3) 会計ソフトの利用等 (1) 区分 (2) 試算表の作成状況
--	---	--

この用紙はとじこまないでください

税務署受付印の押印が必要です。  
ない場合には、申請ガイドP 4に記載の書類を添付してください。

12 事業内容の特異性 14 添付書類の状況 15 帳簿書類の備付状況	(1) 兼業の状況 (2) 事業内容の特異性 (3) 売上区分 16 税理士の関与状況 17 加入組合等の状況	13 主な設備等の状況 16 (1)氏名 (2)事務所所在地 (3)電話番号 (4)関与状況 17 (役職名) (役職名) 営業時間 定休日 毎週(毎月) 曜日(日)
---	---	---

18 月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金金額	
		千円	千円	千円	千円
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	計				

「申告書(様式第2号)」へ記載いただく数値根拠となります。

①売上高で申請される方は、申請月・売上金額へ

②売上総利益で申請される方は、申請月・売上金額・仕入金金額へマークしてください。

【個人の場合】

「所得税青色申告決算書（P 1～2）」（青色申告の場合）

**税務署  
受付印**

税務署受付印の押印が必要です。  
ない場合には、申請ガイドP 4に  
記載の書類を添付してください。

この青色申告決算  
書を取りましますので、  
ペンで書いてくださ

FA3000

青色申告決算書（一般用）

フリガナ 氏名	④	事務所 所在地
電話 番号 (自宅) (事業所)	⑤	氏名 (名称)
加入 団体名	⑥	電話 番号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 （令和二年分以降用）					
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑩		貸倒引当金 ⑳	
期首商品(製品)高 ②		減価償却費 ⑪		各種引当金 ㉑	
仕入金額(製品取引) ③		福利厚生費 ⑫		計 ⑳	
小計(②+③) ④		給料賃金 ⑬		専従者給与 貸倒引当金 ㉒	
期末商品(製品)高 ⑤		外注工賃 ⑭		計 ㉓	
差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑮		青色申告特別控除前の所得金額 (④-⑥) ㉔	
差引金額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑯		青色申告特別控除額 ㉕	
租税公課 ⑧		貸倒金 ⑰		所得金額 (⑦-⑧) ㉖	
荷造運賃 ⑨		雑費 ⑱			
水道光熱費 ⑩		計 ㉗			
旅費交通費 ⑪		差引金額 (⑦-⑱) ㉘			
通信費 ⑫					
広告宣伝費 ⑬					
接待交際費 ⑭					
損害保険料 ⑮					
修繕費 ⑯					

- 1 -

令和 0 年分

FA3025

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
計		

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
その他(人分)						
計						

○専従者給与の内訳

氏名	従事月数	支給額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
計			

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

額別評価による本年分繰入額 (額別評価による貸倒引当金に関する明細書の金額を記入してください。)	金額
①	
一括評価による本年分繰入額 本年分繰入限度額 (②×5.5% (金融業は3.3%))	②
③	
本年分繰入額 (①+③)	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (④+②)	⑤

○青色申告特別控除額

本年分の青色申告特別控除額 65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑥
上記以外 10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる 青色申告特別控除額です。)	⑦
の場合青色申告特別控除額 (12万円-⑦)と⑦の いずれか少ない方の金額	⑧

(注) 貸倒引当金、専従者給与と3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -



●「4 申請に必要な書類」のうち、「(4) 税務署受付印のある直近の確定申告書の写し」の見本は、以下のとおりです。

**【法人の場合】**

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

<p><b>税務署 受付印</b></p> <p>税務署受付印の押印が必要です。 ない場合には、申請ガイドP4に記載の書類を添付してください。</p>		<p>青色申告 一連番号</p> <p>整理番号</p> <p>事業年度(至)</p> <p>売上金額</p> <p>申告年月日</p> <p>通称日付印 承認印 庁指定 局指定 指導等 区分</p> <p>年月日</p> <p>申告区分</p> <p>法人税 課税 課税 課税 課税 課税</p>	
<p>法人名</p> <p>法人番号</p> <p>代表者 記名押印</p> <p>代表者 住所</p>		<p>旧納税地及び 旧法人名等</p> <p>添付書類</p>	
<p>平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税</p> <p>令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税</p> <p>申告書 申告書</p> <p>翌年以降 送付要否 (要) (否) 適用額明細書 提出の有無 (有) (無)</p> <p>税理士法第30条の書面提出有 (有) (無)</p> <p>税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)</p>		<p>別表一 各事業年度の所得に係る申告書</p> <p>内国法人の分……令二・四・一以後終了事業年度等分</p>	
<p>この申告書による法人税額の計算</p> <p>所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)</p> <p>法人税額 (53) + (54) + (55)</p> <p>法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)</p> <p>差引法人税額 (2) - (3)</p> <p>連結納税の承認を取り消された場合等における税に控除された法人税額の特別控除額の加算額</p> <p>課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」・別表三(二)「25」・別表三(三)「26」)</p> <p>同上に対する税額 (22) + (23) + (24)</p> <p>課税留保金額 (別表三(一)「4」)</p> <p>同上に対する税額 (別表三(一)「8」)</p> <p>法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)</p> <p>外国税額控除額及び外国税額控除等に係る控除額等 (別表六(五)「17」・別表七(七)「13」)</p> <p>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</p> <p>控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)</p> <p>差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)</p> <p>中間申告分の法人税額</p> <p>差引確定/中間申告の場合はその法人税額 税額とし、マイナスの(14) - (15) 場合は、(26)へ記入/</p>		<p>この申告書による地方法人税額の計算</p> <p>課税標準の金額に 所得の金額に 対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)の外算</p> <p>課税標準の金額に 対する法人税額 (9)</p> <p>課税標準法人税額 (33) + (34)</p> <p>地方法人税額 (58)</p> <p>課税留保金額に係る地方法人税額 (59)</p> <p>所得地方法人税額 (36) + (37)</p> <p>外国税額控除額及び外国税額控除等に係る控除額等 (別表六(五)「17」・別表七(七)「13」)</p> <p>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額</p> <p>差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)</p> <p>中間申告分の地方法人税額</p> <p>差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 税額とし、マイナスの(42) - (43) 場合は、(45)へ記入/</p>	
<p>控除税額の計算</p> <p>所得税の額 (別表六(一)「6の③」)</p> <p>外国税額 (別表六(二)「20」)</p> <p>計 (17) + (18)</p> <p>控除した金額 (13)</p> <p>控除しきれなかった金額 (19) - (20)</p> <p>土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)</p> <p>同上 (別表三(二)「28」)</p> <p>同上 (別表三(三)「23」)</p> <p>所得税額等の還付金額 (21)</p> <p>中間納付額 (15) - (14)</p> <p>欠損金の繰戻しによる還付請求税額</p> <p>計 (25) + (26) + (27)</p> <p>この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)</p> <p>この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (65)</p> <p>欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」・別表七(二)「9」若しくは別表七(三)「10」)</p> <p>重要・繰り越し欠損金又は災害損失 (別表七(一)「5の合計」)</p>		<p>この申告による還付金額 (43) - (42)</p> <p>この申告の所得の金額に対する法人税額 (68)</p> <p>課税留保金額に対する法人税額 (69)</p> <p>課税標準法人税額 (70)</p> <p>この申告により納付すべき地方法人税額 (74)</p> <p>剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額</p> <p>残余財産の最後の分配又は引渡しの日 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日</p> <p>還付を受ける金融機関等</p> <p>銀行 本店・支店 郵便局名等</p> <p>金庫・組合 出張所 預金</p> <p>農協・漁協 本所・支所</p> <p>口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号</p> <p>税務署処理欄</p>	
<p>税理士 署名押印</p>		<p>税理士 署名押印</p>	

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

<p>令和 年 月 日 税務署長殿</p>		<p>法人区分 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額</p>	<p>白色申告 一連番号</p>
<p>納税義務者 受付印</p>		<p>法人名 法人番号 代表者 代表者住所</p>	<p>整理番号 事業年度 売上金額 申告年月日 申告区分</p>
<p>事務印</p>		<p>税務署 受付印</p>	<p>申告書 申告書</p>

税務署受付印の押印が必要です。ない場合には、申請ガイドP4に記載の書類を添付してください。

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書  
 令和 年 月 日 (中間申告の場合の計算期間) 課税事業年度分の地方法人税 申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2			外国税額 (別表六(二)「20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3			計 (17) + (18)	19	
差引法人税額 (2) - (3)	4			控除した金額 (13)	20	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5			控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)の①の②+別表三(三)「20」)	6			土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22	
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7			同上 (別表三(二)「28」)	23	
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8			同上 (別表三(三)「23」)	24	
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9			所得税額等の還付金額 (21)	25	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10			中間納付額 (15) - (14)	26	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	
控除税額 ((10) - (11) - (12) + (19)のうち少ない金額)	12			計 (25) + (26) + (27)	28	
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	13			この申告による還付金額 (43) - (42)	45	
中間申告分の法人税額	14			この申告の申告前申告がある修正	46	
差引確定/中間申告の場合はその法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	15			この申告の申告前申告がある修正	47	
課税標準の法人税額 (4) + (5) + (7) + (10) + (外)	33			この申告の申告前申告がある修正	48	
課税標準法人税額 (33) + (34)	34			この申告の申告前申告がある修正	49	
課税留保金額に 対する法人税額 (9)	35			この申告の申告前申告がある修正	49	
課税標準法人税額 (33) + (34)	36			この申告の申告前申告がある修正	49	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	37			この申告の申告前申告がある修正	49	
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	38			この申告の申告前申告がある修正	49	
所得地方法人税額 (36) + (37)	39			この申告の申告前申告がある修正	49	
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40			この申告の申告前申告がある修正	49	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41			この申告の申告前申告がある修正	49	
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42			この申告の申告前申告がある修正	49	
中間申告分の地方法人税額	43			この申告の申告前申告がある修正	49	
差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入)	44			この申告の申告前申告がある修正	49	

税理士署名押印

別表一 各事業年度の所得に係る申告書  
 一 国内法人の分  
 …… 令二・四・一以後終了事業年度等分

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得税 復興特別所得税の 申告書 FA2200

住所 個人番号 生年月日

フリガナ 氏名

職業 種別 業種 業種番号 世帯主との続柄

収入金額等 所得金額等 所得から差し引かれる金額

確定申告書B FA2300

○ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

○ 本人に関する事項 (17~20)

○ 雑損控除に関する事項 (26)

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

○ 事業専従者に関する事項 (55)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税 非上場株式の少数配当等を含む配当所得の金額 非居住者 相当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付 都道府県・市区町村への寄附 (特例控除対象) 共同基金・日赤 その他の寄附 都道府県 条例指定寄附 市区町村 条例指定寄附

事業税 非課税所得など 所得金額 損益通算の特例適用前の不動産所得 前年中の開(閉)業 開始・廃止 月日 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 他都道府県の事務所等

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 氏名 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者 氏名 住所 一連番号

税務署 受付印

税務署受付印の押印が必要です。ない場合には、申請ガイドP4に記載の書類を添付してください。

第一表 (令和二年分以降用)

第二表 (令和二年分以降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙を貼ってください。

## 創業等特例について

令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に高松市内で事業を開始した場合の取扱いは、以下のとおりとします。令和4年1月2日以降に高松市内で事業を開始した場合は、この給付金の給付対象者となりません。

### 【給付要件】

令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に高松市内で事業を開始した場合は、次の①又は②のいずれかの要件を満たしていることを要件とします。

- ① 令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の、県内の全ての事業所及び店舗における売上高の合計の額が、事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計【特例額】と比較して20%以上減少していること(※1)
- ② 令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の、県内の全ての事業所及び店舗を対象として算出した売上総利益率が、事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率【特例率】と比較して10%以上減少していること(※2)

#### (※1) 売上高減少率の計算方法

事業者が営む県内の全ての事業所及び店舗における

- A：事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額【特例額】
- B：令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額

$$\text{売上高減少率(\%)} = (A - B) \div A \times 100$$

#### (※2) 売上総利益率の減少率の計算方法

事業者が営む県内の全ての事業所及び店舗を対象として算出した

- A：事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率【特例率】
- ＊売上総利益＝売上金額－仕入金額（P6, 7の添付書類を参照）
- B：令和4年4月から12月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率
- ＊売上総利益＝売上高－売上原価（提出書類にて審査）
- ＊売上総利益率＝売上総利益÷売上高×100

$$\text{売上総利益率＊の減少率(\%)} = (A - B) \div A \times 100$$

日本標準産業分類(中分類)一覧

01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

**記載例**

申請書

（宛先） 高松市長

申請日	令和	5	年	1	月	20	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

**高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金給付申請書**

高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金給付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します

**【申請者の情報】** 手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。

申請者の種別（いずれかの□にレを記入）	法人 <input checked="" type="checkbox"/>	所在地 （本社又は主たる事業所の所在地）	〒 7 6 0 - 0 0 0 0 香川 県 高松 市										
			〇〇町一丁目〇-〇〇										
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル										
		法人名	株式会社〇〇										
		代表者職名	代表取締役					フリガナ	タカマツ タロウ				
								代表者氏名	高松 太郎				
		常時雇用する従業員数	10人					資本金	1,000万円				
		業種（※）	（日本標準産業分類）中分類					76 飲食店					
		法人番号 （13桁）	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
		フリガナ	タカマツ ジロウ					電話番号	087-111-2222				
担当者氏名	高松 次郎												
個人事業主 <input type="checkbox"/>	所在地 （事業所又は代表者の自宅住所）	〒 7 6 - 香川 県 高松 市											
	フリガナ						生年月日	大正・昭和・平成					
	氏名							年 月 日					
	業種	（日本標準産業分類）中分類											
	電話番号	- -											

申請ガイドP12の日本標準産業分類（中分類）一覧から選択してください。

<b>給付金請求額</b>	いずれかの□に✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 50,000円 <input type="checkbox"/> 個人事業主 25,000円
---------------	--

<b>申請の類型</b>	どちらの基準で申告するか、選択した□に✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/> ㊶売上高減少（通常） <input type="checkbox"/> ㊷売上高減少（創業特例） <input type="checkbox"/> ㊸売上総利益率減少（通常） <input type="checkbox"/> ㊹売上総利益率減少（創業特例）
--------------	--

売上高減少申告書（通常分）

【申請者記入欄】

申請書に記載の情報と一致させてください。個人事業主の場合は、「法人名・屋号」欄は、屋号がない場合には、記入の必要はありません。

所在地 香川県高松市〇〇町一丁目

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 高松 太郎

売上高※1の減少状況

いずれかの□に✓してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 平成30年 <input checked="" type="checkbox"/> 令和元年		令和4年	
連続した3か月※2	売上高	連続した3か月※2	売上高
7月	350千円	7月	250千円
8月	400千円	8月	300千円
9月	300千円	9月	250千円
3か月の売上高合計 (A)	1,050千円	3か月の売上高合計 (B)	800千円
売上高の減少額(C) (= (A) - (B))	250千円	減少比率(D) (= (C) ÷ (A) × 100)	23% (≥20%) <small>小数点第1位以下は切捨て</small>

※1 事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人又は個人が営む県内の全ての事業所及び店舗における売上高の合計を記載してください。

※2 同じ月の3か月を記載してください。

千円未満は全て切り捨てで記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計氏名

（税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。）

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高を確認することのできる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類（3）を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請ガイドP4をご参照ください。

売上総利益率減少申告書(通常分)

【申請者記入欄】

所在地 香川県高松市〇〇町一丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 高松 太郎

売上総利益率※1の減少状況

いずれかの口に✓してください。

平成30年

令和元年

令和4年

連続した3か月 ※2	売上総利益	売上高	連続した3か月 ※2	売上総利益	売上高
10月	160千円	300千円	10月	140千円	280千円
11月	140千円	280千円	11月	120千円	270千円
12月	170千円	320千円	12月	140千円	320千円
合計	470千円	900千円	合計	400千円	870千円
3か月の売上総利益率※3(A)		52%※4	3か月の売上総利益率※3(B)		45%※4
減少率 = (A - B) ÷ A × 100			13%※4(≥10%)		

確定申告書(P6, 7参照)の売上(収入)金額-仕入金額を記載してください。

※1 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人又は個人が営む県内の全ての事業所及び店舗を対象として算出した売上総利益率を記載してください。

※2 同じ月の3か月を記載してください。

※3 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※4 小数点第1位以下は切捨て

千円未満は全て切り捨てで記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計氏名

(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上総利益率を確認することのできる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請ガイドP4をご参照ください。



## 売上高減少申告書(創業等特例分)※1

### 【申請者記入欄】

所在地 香川県高松市〇〇町一丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 高松 太郎

### 売上高※2の減少状況

事業開始日 令和2年4月1日		令和4年	
連続した3か月	売上高	連続した3か月	売上高
令和2年7月	240千円	4月	180千円
令和2年8月	260千円	5月	200千円
令和2年9月	270千円	6月	220千円
3か月の売上高合計 (A)【特例額】	770千円	3か月の売上高合計(B)	600千円
売上高の減少額(C) (= (A) - (B))	170千円	減少比率(D) (= (C) ÷ (A) × 100)	22% (≥20%) 小数点第1位以下は切捨て

※1 令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に市内で事業を開始した事業者が、創業等特例の対象となります。

千円未満は全て切り捨てで記載してください。

※2 事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人又は個人が営む県内の全ての事業所及び店舗における売上高の合計を記載してください。

### 【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計氏名

(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高を確認することのできる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請ガイドP4をご参照ください。

売上総利益率減少申告書(創業等特例分) ※1

**【申請者記入欄】**

所在地 香川県高松市〇〇町一丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 高松 太郎

確定申告書(P6, 7参照)の売上(収入)金額-仕入金額を記載してください。

売上総利益率※2の減少状況

事業開始日 令和2年7月1日			令和4年		
連続した3か月	売上総利益	売上高	連続した3か月	売上総利益	売上高
令和3年10月	130千円	240千円	7月	130千円	260千円
令和3年11月	130千円	260千円	8月	120千円	270千円
令和3年12月	140千円	270千円	9月	130千円	300千円
合計	400千円	770千円	合計	380千円	830千円
3か月の売上総利益率※3 (A)【特例率】		51%※4	3か月の売上総利益率※3 (B)		45%※4
減少率 = (A - B) ÷ A × 100			11%※4 (≥10%)		

※1 令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に市内で事業を開始した事業者が、創業等特例の対象となります。

千円未満は全て切り捨てで記載してください。

※2 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人又は個人が営む県内の事業所及び店舗を対象として算出した売上総利益率を記載してください。

※3 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※4 小数点第1位以下は切捨て

**【確認者記入欄】**

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計氏名

(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上総利益率を確認することのできる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請ガイドP4をご参照ください。

## 【誓約書】

高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金の給付の申請に当たり、次の内容について誓約します。

- 申請内容に偽りや不正はありません。申請内容に偽りや不正があった場合はこの申請を取り下げ、給付金の給付を受けた後にこれらのことが発覚した場合は給付を受けた額全額を返還します。
- 申請書類に記入された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 給付金の給付に関する事項について、市長又は市監査委員からの求めがあったときは速やかに報告します。
- 申請書の申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 申請書の申請日時点において、高松市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の申請を行っておらず、かつ、申請日後も行いません。
- 法人税法別表第一に掲げる公共法人ではありません。
- 宗教法人ではありません。
- 法人格のない任意団体ではありません。
- 当社（私）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者ではありません。
- 給付金の給付の審査のため、次の（1）及び（2）に該当しないことを確認するための照会が行われることに同意します。
  - （1） 既にこの給付金の給付を受けている。
  - （2） 高松市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の申請を行っておらず、かつ、申請日後も行っていないこと。

（宛先）高松市長 殿  
令和5年1月20日

代表者  
職名・氏名 代表取締役 高松 太郎

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

## 振込先口座を確認することのできる書類の写し

申請者名（法人名又は個人氏名）： \_\_\_\_\_

※通帳の1・2ページ目の写しを貼り付けてください

記号 番号  
11960 1234561

おなまえ ユウセイタロウ 様

株式会社ゆうちょ銀行

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は  
次の内容をご指定ください  
【店名】一九八(読みイチキユウハチ)  
【店番】198【預金口座】普通預金【口座番号】0123456

ゆうちょ銀行の場合

総合口座通帳

おなまえ ヤマダタロウ

種別	店番	口座番号
普通	150	1234567

株式会社〇〇銀行  
株式会社××支店

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は  
次の内容をご指定ください  
【店名】一九八(読みイチキユウハチ)  
【店番】198【預金口座】普通預金【口座番号】0123456

その他、銀行の場合

※申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

※インターネットバンキングの場合、『口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号』が記載されたページを印刷して貼付してください。

**【個人事業主のみ】**  
**本人を確認することのできる書類の写し**

申請者名（個人氏名）： \_\_\_\_\_

※ここに本人確認書類の写しを貼り付けてください

・申請者の現住所と一致する本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写しを貼り付けてください。

・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを貼り付けしてください。

※マイナンバーが記載されたウラ面の写しは提出しないでください。

## 【確認リスト】

●申請書類の提出前に、提出書類が揃っているかご確認ください。

通常申請	専門家による 確認書あり	県給付金の 通知あり	必要書類				
○	○	○	(1) 高松市物価高騰等対策緊急支援事業給付金給付申請書（様式第1号）				
○	○	×	(2) 減少申告書 ※いずれか1枚 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">売上高減少申告書 （様式第2号）</td> <td style="width: 50%;">通常（その1） 創業特例（その2）</td> </tr> <tr> <td>売上総利益率減少申告書 （様式第2号）</td> <td>通常（その3） 創業特例（その4）</td> </tr> </table>	売上高減少申告書 （様式第2号）	通常（その1） 創業特例（その2）	売上総利益率減少申告書 （様式第2号）	通常（その3） 創業特例（その4）
売上高減少申告書 （様式第2号）	通常（その1） 創業特例（その2）						
売上総利益率減少申告書 （様式第2号）	通常（その3） 創業特例（その4）						
○	×	×	(3) 比較対象月の売上高又は売上総利益率を確認することのできる書類				
○	○	×	(4) 税務署受付印のある直近の確定申告書の写し				
○	○	○	(5) 誓約書（様式第3号）				
○	○	○	(6) 振込先口座を確認することのできる書類				
個人事業主 のみ	個人事業主 のみ	×	(7) 本人を確認することのできる書類の写し				
創業等特例 事業者のみ	×	×	(8) 事業を開始した日を確認することのできる公的な書類の写し				
—	—	○	(9) 香川県が発行する「香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金の支給決定及び振込みのお知らせ」の写し				

必要書類一覧

※記入方法等については、申請ガイドP3～4「4 申請に必要な書類」を確認の上、提出してください。